

# 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領

## -漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業の基準について-

平成 29 年 7 月

法務省・厚生労働省・水産庁 編

(制定履歴)

平成 29 年 6 月 7 日 公表

平成 29 年 7 月 19 日 一部改正

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、主務大臣と事業所管大臣は協議の上、当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 漁船漁業職種に属する作業(以下「漁船漁業職種・作業」という。)及び養殖業職種に属する作業(以下「養殖業職種・作業」という。)に係る技能実習については、漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成29年農林水産省告示第937号。以下「告示」という。)において、固有の基準が定められています。
- 各基準の詳細は以下の通りです。

### ● 漁船漁業職種・作業について

#### 第1 技能実習を行わせる体制の基準

##### 【関係規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務

大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条 漁船漁業職種に属する作業(以下単に「漁船漁業職種・作業」という。)に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、企業単独型技能実習生が乗り組む漁船と申請者(規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。)又はその役員若しくは職員(技能実習生を除く。)であって漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段が確保されていること。
- 二 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生が乗り組む漁船と監理団体との間で無線その他の通信手段が確保されていること。

- 漁船漁業職種・作業に係る技能実習を行わせる体制の基準として、次のことが求められます。
- ① 企業単独型技能実習に係るものである場合、企業単独型技能実習生が乗り組む漁船と技能実習計画認定の申請者又はその役員若しくは職員(技能実習生を除く。)であって漁船に乗り込んでいないものとの間で無線その他の通信手段が確保されていること。
  - ② 団体監理型技能実習に係るものである場合、団体監理型技能実習生が乗り組む漁船と監理団体との間で無線その他の通信手段が確保されていること。

**【確認対象の書類】**

- ・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
- ・ 申請者の誓約書(漁船漁業参考様式第1号)

**【留意事項】**

- 漁業無線等の通信手段を用いて、技能実習が行われている漁船と確実に連絡を取れるよう体制を構築することが必要です。
- 網船、探索船、運搬船等を伴って船団で操業するまき網漁業など、技能実習計画書において複数の漁船を、技能実習を行わせる事業所としている場合は、それぞれの漁船との通信手段を確保することが必要です。

## 第2 技能実習生の待遇の基準

**【関係規定】**

(技能実習生の待遇の基準)

規則第14条 法第九条第九号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略) 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条 漁船漁業職種・作業に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇(同条第一号から第四号までに規定するものを除く。第七条において同じ。)について、漁船漁業に係る事業協議会(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。)第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。)において協議が調った措置を講じていることとする。

附則第3項 法第八条第一項の認定の申請を漁船漁業に係る事業協議会において協議が調うまでの間にする場合における第二条の規定の適用については、同条中「漁船漁業に係る事業協議会(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。)第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。)」とあるのは、「農林水産省、水産庁その他の関係行政機関及び漁船漁業に係る技能実習に相当するもの(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。)附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)に關与する団体その他の関係者により構成される協議会であつて、農林水産大臣が事業協議会(法第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。)に相当すると認めたもの」とする。

- 漁船漁業職種・作業に係る技能実習生の待遇の基準として、次のことが求められます。
  - ① 企業単独型技能実習に係るものである場合、申請者が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、漁船漁業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていること。
  - ② 団体監理型技能実習に係るものである場合、申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、漁船漁業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていること。

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習生の待遇に関する事項について、漁船漁業に係る事業協議会において協議が調った内容に沿うものであることを事業協議会が証する書類(漁船漁業参考様式第2号)

**【留意事項】**

- 漁船漁業に係る事業協議会において協議が調うまで(事業協議会設立前を含む。)に技能実習計画の認定の申請を行う場合は、「農林水産省、水産庁その他の関係行政機関及び漁船漁業に係る技能実習に相当するものに関与する団体その他の関係者により構成される協議会であって、農林水産大臣が事業協議会に相当すると認めたもの」が当該事業協議会に代わって技能実習生の待遇に関する事項について協議が調った内容に沿うであることを証する書類(漁船漁業参考様式第2号に準じる。)を提出していただくことになります(附則第3項)。
- 技能実習生の待遇に関する事項について協議が調った内容については、協議会の HP 等でお知らせします。

### 第3 技能実習生の数

**【関係規定】**

(技能実習生の数)

規則第16条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4 (略)

告示第3条 漁船漁業職種・作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、技能実習生が乗り組む漁船一隻当たり、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員(技能実習生を除く。)の人数の範囲内で、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習(第三号に掲げる企業単独型技能実習を除く。) 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人
- 二 団体監理型技能実習(第四号に掲げる団体監理型技能実習を除く。) 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人
- 三 企業単独型技能実習(申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合に限る。) 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能

実習生について十二人

四 団体監理型技能実習(申請者が規則第十五条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可(法第二条第十項に規定する監理許可をいう。第八条第四号において同じ。)を受けた者である場合に限る。) 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人

附則第4項 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第三条の規定の適用については、当分の間、同条中「技能実習生を」とあるのは「技能実習生(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)を」と、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生(第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。)を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。))と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)を行う法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。))とする。

- 漁船漁業職種・作業に係る技能実習生の数の上限については、技能実習の区分に応じ、技能実習生が乗り組む漁船1隻当たり、次のとおりとなります。なお、いずれの場合においても、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員(技能実習生を除く。)の人数を超えることは認められません。

		技能実習		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
企業単独型 技能実習	A	2人	4人	—
	B	4人	8人	12人
団体監理型 技能実習	C	2人	4人	—
	D	4人	8人	12人

※ A:B以外の場合

B:申請者が規則第15条の優良要件に適合する者である場合

C:D以外の場合

D:申請者が規則第15条の優良要件に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可を受けた者である場合

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
- ・ 申請者の概要書(参考様式第1-1号)
- ・ 技能実習生の名簿(参考様式第1-25号)
- ・ 申請者の誓約書(漁船漁業参考様式第1号)
- ・ 優良要件適合申告書(実習実施者)(参考様式第1-24号)
  - \* 告示第3条第3号又は第4号の適用を受けようとする場合

**【留意事項】**

- 漁船に乗り組む技能実習生の数について、告示第3条で定める人数以内という基準を遵守するため、労使間で合意した取決め等(以下「取決め等」という。)に、漁船に乗り組む技能実習生の数について記載することが必要です。取決め等に漁船に乗り組む技能実習生の数が記載されない場合には、技能実習生の乗下船記録簿(漁船漁業参考様式第3号)を適切に作成する必要があります。なお、取決め等や技能実習生の乗下船記録簿については、外国人技能実習機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう備えておく必要があります。
- 施行から当分の間においては、旧制度及び新制度の技能実習生を同時に受け入れる状況が想定されます。その場合の技能実習生の数の上限については、新制度の技能実習生のみならず、旧制度の技能実習生も含めた数となりますので、ご注意ください(附則第4項)。

#### 第4 監理団体の法人類型

**【関係規定】**

(本邦の営利を目的としない法人)

規則第29条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

告示第4条 漁船漁業職種・作業に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、漁業協同組合とする。

- 漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する監理団体は、海上で長期間行われる等の漁船漁業職種・作業の特殊性に鑑み、監理事業を適切に行うことができるよう、当該作業に精通した漁業協同組合であることが必要です。

**【確認対象の書類】**

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 監理団体の業務の運営に係る規程の写し(漁船漁業別紙①)

## 第5 監理団体の業務の運営に関する基準

**【関係規定】**

(監理団体の業務の実施に関する基準)

規則第52条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法)により、団体監理型実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。
- イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。
- ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
- ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上(当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上)と面談すること。
- ニ 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

二～十六 (略)

告示第5条 漁船漁業職種・作業に係る規則第五十二条第一号に規定する告示で定める方法は、同号イに掲げる方法にあつては、これに代えて次のとおりとする。

- 一 技能実習指導員から、毎日(団体監理型技能実習が船上において実施されない日を除く。)一回以上、各漁船における団体監理型技能実習の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けること。
- 二 団体監理型技能実習生から、毎月(団体監理型技能実習が船上において実施されない月を除く。)一回以上、団体監理型技能実習の実施状況に係る文書の提出を受けること。

- 海上で長期間行われる等の漁船漁業職種・作業に係る監理団体による監査については、規則第52条第1号イに規定する実地による確認に代えて、次の方法によって実施されることが求められます。
  - ① 技能実習指導員から、毎日(団体監理型技能実習が船上において実施されていない日を除く。)1回以上、各漁船における団体監理型技能実習の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けること。
  - ② 団体監理型技能実習生から、毎月(団体監理型技能実習が船上において実施されない月を除く。)1回以上、団体監理型技能実習の実施状況に係る文書の提出を受けること。
- また、漁獲物の水揚げの時期・場所は、各漁船の事情により多種多様であることから、業務の性質上、規則第52条第1号ロからホまで及び第3号に規定する方法により監査等を実施することが著しく困難である場合が想定されるため、その場合には、他の適切な方法として、例えば、それぞれ次に記載するような方法により実施することが求められます。
  - ・ 規則第52条第1号ロによる監査
    - A 技能実習責任者からの報告
      - a 技能実習責任者が乗船中の場合：無線その他の通信手段による報告を受けること。
      - b 監査を実施すべき時期に技能実習責任者が乗船中でない場合：面談等による報告を受けること。
    - B 技能実習指導員からの報告
      - a 技能実習指導員が乗船中の場合：無線その他の通信手段による報告を受けること。
      - b 監査を実施すべき時期に技能実習指導者が乗船中でない場合：面談等により報告を受けること。
  - ・ 規則第52条第1号ハによる監査
    - A 技能実習生が乗船中の場合：上記②の文書提出に準じた報告又は無線その他



の通信手段により技能実習生に対する聞き取りを行い、下船後次の出航までの間に対面による聞き取りを行うこと。

B 監査を実施すべき時期に技能実習生が乗船中でない場合：対面による聞き取りを行うこと。対面による聞き取りは、個別での実施に限らず、集団で実施することとしても構いませんが、1年間にできる限り全ての技能実習生に対して実施することが望まれます。

・ 規則第52条第1号ニ及びホによる監査

A 漁船が出航中の場合：陸上の設備及び宿泊施設その他の生活環境の確認、陸上の事務所等の帳簿種類その他の物件の閲覧を行うこと。

B 監査を実施すべき時期に漁船が近傍に寄港中の場合：漁船内の設備及び宿泊施設その他の生活環境の確認、漁船に保管されている帳簿書類その他の物件の閲覧を行うこと。「近傍(の港)」とは、当該漁船が本拠とする港又はその近辺の港であって、監理団体の役職員が訪れるに当たって特段の支障がない港を指します。

・ 規則第52条第3号による実地確認

告示第5条(上記①、②)の方法に準じて確認を行うこと。

○ なお、上記の方法による場合であっても、監査報告書(省令様式第22号)を提出するほか、監査実施概要(参考様式第4-7号)及び訪問指導記録書(参考様式第4-10号)により記録が求められている内容を満たせるよう監査等を行う必要があります。

○ 監理団体の業務の運営に係る規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を漁船漁業別紙①として示していますので、参考にしてください。

**【確認対象の書類】**

・ 申請者の誓約書(漁船漁業参考様式第4号)

**【留意事項】**

○ 技能実習指導員から技能実習の実施状況について報告(上記①)があったときは、その内容を適切に記録して下さい。

○ 技能実習生が提出する技能実習の実施状況に係る文書(上記②)は、必ず技能実習生の意思により記載させて下さい。

○ 法第42条では、監理団体は、監査を行ったときは、監査の終了後遅滞なく、監査報告書(省令様式第22号)を作成し、機構に提出しなければならないこととされています。3ヶ月に1回以上の頻度で行うこととされている定期監査に係る監査報告書の作成に当たり、規則第52条第1号イの方法に代わる上記①及び②の方法による監査の結果については、前回の

定期監査以降に技能実習指導員から受けた無線その他の通信手段による報告及び技能実習生から提出された文書を基に、その内容を適宜まとめて記載していただくこととなります。

## 第6 監理団体の帳簿書類

### 【関係規定】

(帳簿書類)

規則第54条 法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 (略)

告示第6条 漁船漁業職種・作業に係る規則第五十四条第一項第九号に規定する告示で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 前条第一号の報告の内容について記録した書類
- 二 前条第二号の文書

- 漁船漁業職種・作業に係る技能実習を監理する監理団体は、次の書類を備えて置くことが求められます。
  - ① 技能実習指導員から、毎日1回以上、各漁船における団体監理型技能実習の実施状況について無線その他の通信手段により受けた報告の内容について記録した書類(漁船漁業参考様式第5号)
  - ② 団体監理型技能実習生から、毎月1回以上、団体監理型技能実習の実施状況について提出された文書(漁船漁業参考様式第6号)
- 監理団体が作成し、監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない帳簿書類は、規則第54条第1項各号に掲げられている書類であり、技能実習制度運用要領236頁に記載されている書類と上記①及び②の書類です。

### 【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(漁船漁業参考様式第4号)

● 養殖業職種・作業について  
第1 技能実習の待遇の基準

【関係規定】

(技能実習生の待遇の基準)

規則第14条 法第九条第九号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること。
- 二 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、手当の支給その他の方法により、第一号技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じていること。
- 三 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、法第二十八条第二項の規定により監理費として徴収される費用について、直接又は間接に団体監理型技能実習生に負担させないこととしていること。
- 四 食費、居住費その他名目のいかなを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、当該技能実習生が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第7条 養殖業職種に属する作業(以下単に「養殖業職種・作業」という。)に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていることとする。

附則第5項 法第八条第一項の認定の申請を養殖業に係る事業協議会において協議が調うまでの間にする場合における第七条の規定の適用については、同条中「養殖業に係る事業協議会」とあるのは、「農林水産省、水産庁その他の関係行政機関及び養殖業に係る技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)に關与する団体その他の関係者により構成される協議会であつて、農林水産大臣が事業

協議会に相当すると認めたもの」とする。

- 養殖業職種・作業に係る技能実習生の待遇の基準として、次のことが求められます。
  - ① 企業単独型技能実習に係るものである場合、申請者が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていること。
  - ② 団体監理型技能実習に係るものである場合、申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていること。

**【確認対象の書類】**

・ 技能実習生の待遇に関する事項について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った内容に沿うものであることを事業協議会が証する書類(養殖業参考様式第1号)

**【留意事項】**

- 養殖業に係る事業協議会において協議が調うまで(事業協議会設立前を含む。)に技能実習計画の認定の申請を行う場合は、「農林水産省、水産庁その他の関係行政機関及び養殖業に係る技能実習に相当するものに関与する団体その他の関係者により構成される協議会であって、農林水産大臣が事業協議会に相当すると認めたもの」が当該事業協議会に代わって技能実習生の待遇に関する事項について協議が調った内容に沿うものであることを証する書類(養殖業参考様式第1号に準じる。)を提出していただくことになります(附則第5項)。
- 技能実習生の待遇に関する事項について協議が調った内容については、協議会の HP 等でお知らせします。

## 第2 技能実習の数

**【関係規定】**

(技能実習生の数)

規則第16条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて

告示で定める数とする。

4 (略)

告示第8条 養殖業職種・作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、申請者が法人でない場合(団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者が法人でなく、監理団体が漁業協同組合である場合)にあつては、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習(第三号に掲げる企業単独型技能実習を除く。) 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人
- 二 団体監理型技能実習(第四号に掲げる団体監理型技能実習を除く。) 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人
- 三 企業単独型技能実習(申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合に限る。) 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人
- 四 団体監理型技能実習(申請者が規則第十五条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可を受けた者である場合に限る。) 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人

附則第6項 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第八条の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生(第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。))」  
と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。))」とする。

- 養殖業職種・作業に係る技能実習生の数の上限については、実習実施者が法人でない場合(団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者が法人でなく、監理団体が漁業協同組合である場合)、技能実習の区分に応じ、次のとおりとなります。この他の場合、規則第16条第1項及び第2項に規定する原則的な人数枠が適用されます。

		技能実習		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
企業単独型 技能実習	A	2人	4人	—
	B	4人	8人	12人

団体監理型	C	2人	4人	—
技能実習	D	4人	8人	12人

※ A:B以外の場合

B:申請者が規則第15条の優良要件に適合する者である場合

C:D以外の場合

D:申請者が規則第15条の優良要件に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可を受けた者である場合

**【確認対象の書類】**

- ・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
- ・ 申請者の概要書(参考様式第1-1号)
- ・ 技能実習生の名簿(参考様式第1-25号)
- ・ 優良要件適合申告書(実習実施者)(参考様式第1-24号)
  - \* 告示第8条第3号又は第4号の適用を受けようとする場合

**【留意事項】**

- 施行から当分の間においては、旧制度及び新制度の技能実習生を同時に受け入れる状況が想定されます。その場合の技能実習生の数の上限については、新制度の技能実習生のみならず、旧制度の技能実習生も含めた数となりますので、ご注意ください(附則第6項)。